

妊婦支援給付金(1回目)のご案内

妊娠、出産、子育てに係る経済的な負担を軽減するため、「妊婦支援給付金(1回目)」を支給します。給付金を受給するためには手続きが必要です。なお、「妊婦応援給付金(2回目)」は妊娠7か月面接時に御案内します。

対象者

次のすべてに該当する妊婦

- (1) 令和7年4月1日以降に妊娠届を届出した妊婦
- (2) 原則、申請時点において美祢市の住民基本台帳に登録がある
- (3) 出産・子育て応援交付金事業による出産応援給付金の給付を受けていない
- (4) 他市町村で国の出産・子育て応援交付金事業による出産応援給付金また妊婦支援給付金(1回目)の給付を受けていない
- (5) 関係機関と必要な情報確認・共有に同意する

※妊娠届出前に流産や人工妊娠中絶、死産をされた方も申請できます。その場合は、医師が胎児心拍を確認した際の診断書類で妊娠の事実を確認させていただきます。



支給額

妊婦1人当たり5万円(現金)

支給までの流れ

- (1) 妊娠届出時に保健師による面談を受けます。
面談を受けた人に美祢市妊婦給付認定申請書及び妊婦支援給付金(1回目)申請書兼請求書を直接お渡しします。
- (2) 次のものすべてを下記申請先まで提出してください。
 - ①美祢市妊婦給付認定申請書及び妊婦支援給付金(1回目)申請書兼請求書
 - ②振込先金融機関口座確認書類(通帳やキャッシュカード等)の写し(コピー)
- (3) 申請後、1~2か月で指定口座に振込みます。

申請期限

医療機関で胎児心拍が
確認された日(受診日)から2年間



申請先

美祢市市民福祉部健康増進課(市役所◎窓口)
受付時間 月曜日~金曜日 8時30分から17時15分(祝日・休日を除く)

問合せ先

美祢市市民福祉部健康増進課 ☎837-53-0304

